

第6章 計画の推進体制及び進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

1 計画の推進体制

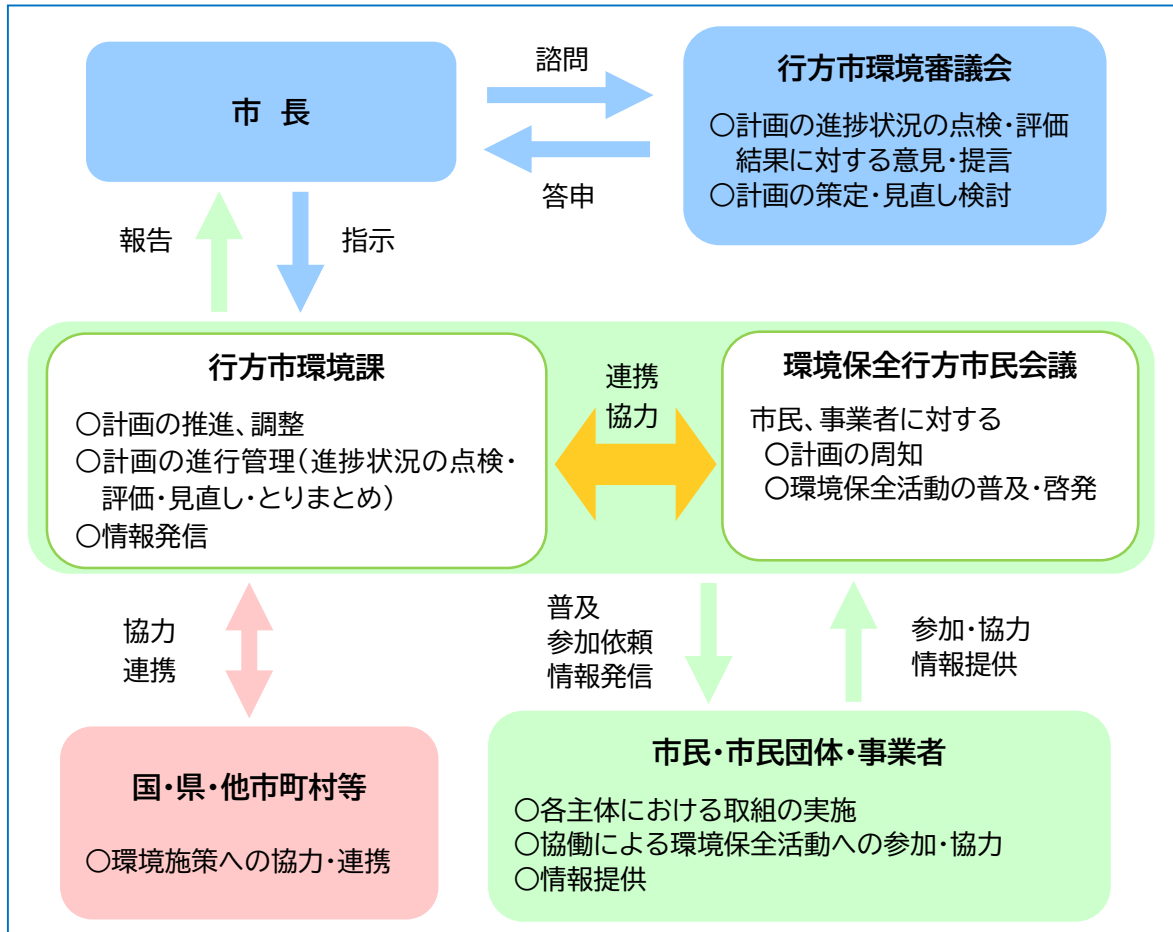
(1) 行方市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「行方市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

(2) 環境保全行方市民会議

かねてより市民の環境保全活動を推進してきた「環境保全行方市民会議」が、市と連携・協力を図り、本計画を市民や事業者へ広く周知するとともに、環境保全活動のさらなる普及・啓発に取り組みます。

● 計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

